

国立大学法人神戸大学契約事務取扱規程抜粋（第4章）

第4章 随意契約

（随意契約によることができる場合）

第27条 会計規則第39条第3項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- (2) 緊急の必要により、競争に付することができないとき。
- (3) 競争に付することが不利になると認められるとき。
- (4) 国、地方公共団体、公法人又は公益法人と契約するとき。
- (5) 外国で契約するとき。
- (6) 本学で生産した物品を売り払うとき。
- (7) その他契約担当役が随意契約とする特別の事由があると認めるとき。

2 会計規則第39条第4項に規定する予定価格が少額である場合とは、500万円未満の契約とする。ただし、工事、設計及び測量調査(国立大学法人施設整備費補助金及び国立大学法人施設整備費交付金によるものは除く。)にあっては、その額を1,000万円未満とする。

第28条 契約担当役は、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

第29条 契約担当役は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。